

参考資料

1. 加越沿岸海岸保全基本計画策定フロー
2. 加越沿岸海岸保全基本計画検討委員会委員構成表
3. 海岸保全に関する用語集
4. 福井県のすぐれた自然情報図 1999
5. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

■加越沿岸 海岸保全基本計画 策定フロー

- ・自然環境, 人文, 社会環境の現況
- ・沿岸利用域の現況と動向
- ・海岸保全の現況と計画
(計画外力・天端高の整理, 現況特性図の作成, ゾーン区分の検討, 問題点・課題の抽出・評価)

海岸保全基本計画に関する
意向把握

アンケート配布数：800 通
有効回答数：182 通

平成12年度
平成13年度

海岸の保全に関する基本的な事項
1. 福井県の海岸の現況について
2. 海岸保全の方向および施策の検討
・ 海岸の保全の方向
・ 防護、環境、利用に関する施策と防護目標
・ ゾーン区分と各ゾーンの施策

加越沿岸（福井県）委員会

地域への情報提供・収集
地域の参画

第1回加越沿岸（若狭湾合同）委員会の開催
(学識経験者, 地元有識者の意見聴取)

平成13年11月
平成13年11月

県ホームページ
への掲載等

- ◇ 基本計画策定の主旨説明
- ◇ 海岸保全基本計画について
- ◇ 策定フローなど

海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
1. 海岸保全施設を整備しようとする区域の検討
2. 海岸保全施設の種類、規模および配置等の検討
3. 海岸保全施設による受益地域およびその状況について

平成13年12月 ~ 平成14年1月

地域毎の懇談会
(施設の整備に関する事項の案
に対する地元住民の意見聴取)

- ・越前町出席者数：23名
- ・越前村 //：16名
- ・福井市 //：32名
- ・三国町 //：16名
- ・芦原町 //：21名
- 出席者数合計：108名

海岸保全基本計画（案）の検討

第2回委員会の開催
(学識経験者, 地元有識者の意見聴取)

平成14年1月

海岸保全基本計画策定
連絡会の開催

- 政策企画室、地域政策室、消防防災課、環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課、観光振興課、農林水産政策課、林政課、監理課、道路建設課、道路保全課、河川課、都市計画課、文化課

海岸保全基本計画案の見直し

第3回委員会の開催
(学識経験者, 地元有識者の意見聴取)

平成14年3月

福井県・石川県合同 協議会の開催

平成14年3月

海岸保全基本計画の策定

平成14年6月

・パンフレットの作成
・ホームページへの掲載等

◇加越沿岸海岸保全基本計画の公表

検討委員会での主なテーマ

	開催日	主なテーマ
第1回検討委員会	平成13年11月	・海岸保全基本計画(案)の策定(策定主旨、定める事項等)について ・海岸の保全に関する基本的な事項について
第2回検討委員会	平成14年1月	・海岸保全施設の整備に関する基本的な事項について ・加越沿岸(福井県)海岸保全基本計画(案)について
第3回検討委員会	平成14年3月	・加越沿岸(福井県)海岸保全基本計画(案)の合意
福井県・石川県合同協議会	平成14年3月	・加越沿岸海岸保全基本計画(案)の合意

地域毎の懇談会の主なテーマ

	開催日	主なテーマ
地域毎の懇談会	平成13年12月 ~平成14年1月	・市町村毎に開催。 ・海岸保全基本計画の内容および施設整備について各海岸管理者が説明し、地元住民と意見・情報の交換を行う。

「加越沿岸」 海岸保全基本計画 検討委員会

委員構成

(学識経験者・有識者)

- | | | | |
|-------|-------|----------|---------|
| 1 委員長 | 中村 充 | 福井県立大学 | 名誉教授 |
| 2 委員 | 佐々木雅幸 | 立命館大学 | 政策科学部教授 |
| 3 " | 敷田麻実 | 金沢工業大学 | 工学部助教授 |
| 4 " | 朝日恵子 | 福井文化服装学院 | 校長 |

(国関係行政機関)

- | | | | | |
|------|-------|-------|---------|------------|
| 1 委員 | 須見徹太郎 | 国土交通省 | 近畿地方整備局 | 福井工事事務所長 |
| 2 " | 加藤悦郎 | 国土交通省 | 北陸地方整備局 | 敦賀港湾工事事務所長 |

(加越沿岸関係市町村長)

- | | | |
|------|-------|------|
| 1 委員 | 酒井哲夫 | 福井市長 |
| 2 " | 坂本憲男 | 三国町長 |
| 3 " | 奈須田和彦 | 芦原町長 |
| 4 " | 京谷宗雄 | 越前町長 |
| 5 " | 刀禰麒一 | 越廼村長 |

(関係海岸管理者等)

- | | | | | |
|------|------|-----|--------|-------|
| 1 委員 | 窪 清行 | 福井県 | 福祉環境部 | 環境審議監 |
| 2 " | 牧野嘉範 | 福井県 | 農林水産部長 | |
| 3 " | 古川巖水 | 福井県 | 土木部長 | |

事務局

- | | | | |
|---------------|-------------|--------|-------------|
| 1 福井県農林水産部 | 水産課漁港漁村整備室長 | 萬匠東亜男 | |
| 2 " | " | 森林整備課長 | 塩田勝栄 |
| 3 " | " | 農村計画課長 | 太田勝也 |
| 4 " | " | 農村整備課長 | 永谷藤信 |
| 5 " | 土木部 | 港湾課長 | 佐々木宏 |
| 6 " | " | 砂防課長 | 千田秋廣 (事務局長) |
| 7 (株)アイ・エヌ・エー | 管理技術者 | 桜本 弘 | |

用語の説明

ア行

- ◇ **一般公共海岸**（いっぱんこうきょうかいがん）
海岸保全区域以外の公共海岸

〔**公共海岸**〕（こうきょうかいがん）

国または地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地およびこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面

- ◇ **越波・越流**（えっぱ・えつりゅう）

越波： 堤防や護岸の高さが波の打上げ高より低いときに、この打上げられた海水が陸側に侵入する現象

越流： 低気圧や台風の通過等によって海水面が堤防や護岸の高さより高くなり、堤防や護岸を越えて海水が陸側に侵入する現象

- ◇ **A類型**（えーるいけい）

類型とは環境基準を、水域または地域の利用目的等によって2つ以上に分けて設定した場合、それぞれの基準を当てはめる水域または地域を指定すること。水質および騒音に係る環境基準に設定されている。海域においてはA類型、B類型、C類型の3つの類型に分けられており、CODのA類型の基準値は2mg/l以下と最も厳しい値が設定されている。

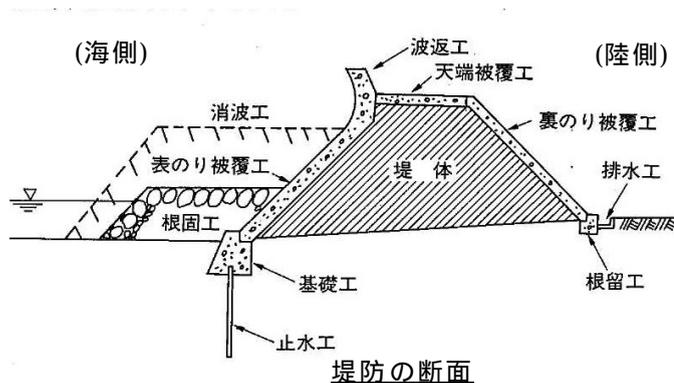
カ行

- ◇ **海岸保全施設**（かいがんほぜんしせつ）
堤防・護岸、突堤、離岸堤、潜堤（人工リーフ）、消波工、砂浜等、海水の侵入又は海水による侵食を防ぐための施設



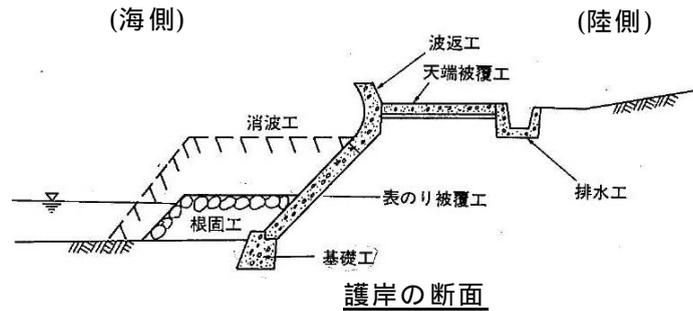
〔**堤防**〕（ていぼう）

現地盤を盛土またはコンクリートなどによって高さを増し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設



〔護岸〕（ごがん）

現地盤をコンクリートやコンクリートブロックなどで保護し、越波・越流、高潮等による海水の侵入や、海岸の侵食を防ぐための施設



〔消波工〕（しょうはこう）

波の勢いを弱めて、越波を減少させたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されたコンクリートブロックでできた構造物。波打ち際や堤防・護岸のすぐ前面に設置される。



〔突堤〕（とつてい）

沿岸漂砂（海岸線に平行な砂の移動）が著しい海岸において、海岸から細長く突出して設けられるものであり、砂の動きを制御することによって、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的とした施設



〔離岸堤〕（りがんてい）

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、上部が海面上に現れている施設。波の勢いを弱め、越波を減少させたり、離岸堤の背後に砂を貯えて、砂浜の侵食を防ぐことを目的として設置される。



〔潜堤(人工リーフ)〕（せんてい）

汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、景観に配慮して堤体を水面下にとどめた施設。上部の幅をかなり広くとることで、離岸堤とほぼ同じ効果を有する。



- ◇ **海岸保全基本計画**（かいがんほぜんきほんけいかく）
海岸法の一部改正（平成 12 年施行）によって定められた海岸の新しい計画制度であり、国が定める「海岸保全基本方針」に基づき、沿岸毎に海岸保全の基本的事項や施設の整備に関する事項等について都道府県知事が定める海岸の保全計画
- ◇ **海岸保全区域**（かいがんほぜんくいき）
海水または地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認められる時に、都道府県知事が指定する防護すべき海岸の一定の区域
- ◇ **国立公園**（こくていこうえん）
1957 年に公布された自然公園法に基づき、傑出した自然景観の保護とその利用を図るなどの目的で指定される自然公園のひとつで、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定される公園

サ行

- ◇ **COD（化学的酸素要求量）**
水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。COD が大きいほど、汚濁が進んでいるといえる。
- ◇ **受益地域**（じゅえきちいき）
海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域
- ◇ **侵食**（しんしょく）
波浪により砂浜の砂が流れること。またはある海域から流出する砂の量が流入する量より多くなることによって海浜の汀線が後退する現象
- ◇ **スロープ**
高低差がある海岸背後から砂浜や水際まで身障者が近づくことができるように、緩い勾配をもった坂を海岸保全施設に付帯して設けたもの
- ◇ **節理**（せつり）
比較的規則正しい岩石の割れ目。火成岩が冷却して固結する際や、岩石の変形や風化によって生じたもので、板状・柱状・方状・玉葱(たまねぎ) 状などの形状がある。

タ行

- ◇ **高潮**（たかしお）
台風により気圧が低くなるため海面が吸い上げられたり、海面が強風で吹き寄せられたりして、湾内の海面が普段より数mも高くなること。このような高潮により海面が上昇して堤防より高くなると、海岸線や河口部に接する低地に浸水被害をもたらす。
- ◇ **鳥獣保護区**（ちょうじゅうほごく）
「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に基づき、環境庁長官または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るため設定する区域。特に必要があると認めるときは鳥獣保護区の区域内に「特別保護地区」を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設が設置される。

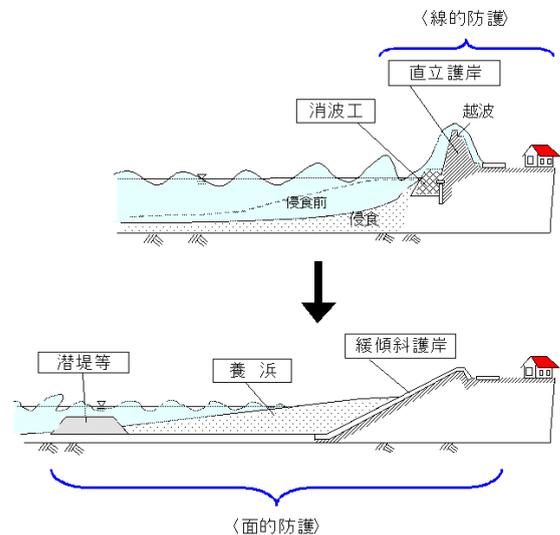
- ◇ **底質**（ていしつ）
海洋などの水底を形成する表層土および岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたもの
- ◇ **汀線**（ていせん）
浜あるいは岸と水面が交わった線
- ◇ **島嶼**（とうしょ）
〔「嶼」は小さい島の意〕大きな島や小さな島

八行

- ◇ **曝気**（ばっき）
空気の吹き込みや攪拌（かくはん）などをして、海水中に酸素を供給すること。
- ◇ **バリアフリー**
高齢者、障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障害を除去するという考え方
- ◇ **漂砂**（ひょうさ）
波浪、潮流等によって砂が動くこと。また、その移動する現象のことをいう。河口、港湾等を埋積したり海岸を侵食したりする。
- ◇ **保安林**（ほあんりん）
森林法に基づき、水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要がある森林を対象に指定するもの
- ◇ **ポケットビーチ**
海岸線の両端を突出した岬などによって囲まれた比較的延長の短い砂浜海岸

マ行

- ◇ **面的防護方式**（めんてきぼうごほうしき）
潜堤や養浜、緩傾斜堤防等の複数の施設によって、波の力を分散させて受け止める方式
- 〔**線的防護方式**〕（せんてきぼうごほうしき）
堤防、護岸や消波工のみで海岸線を防護する方式



- ◇ **藻場**（もば）
沿岸浅海域で、海藻類が繁茂した場所。また、藻場はその藻場を構成している主要植物種、あるいは生育基盤である底質の種類などによって分類される。

ヤ行

- ◇ **養浜**（ようひん）
侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成すること。

ラ行

◇ リアス式海岸

出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、若狭湾や三陸海岸の南半部などに見られる。

福井県のすぐれた自然情報図1999

凡例

1 メッシュの色区分

各メッシュ(約2km×2km)を4分割した小メッシュ(約1km×1km)単位に植生自然度(植生自然度表参照)を決定し、A～Eの5段階に区分した。

- A** 植生自然度10・9の小メッシュが2個以上
- B** 植生自然度10・9の小メッシュが1個または植生自然度8の小メッシュが2個以上
- C** 植生自然度8の小メッシュが1個または植生自然度7の小メッシュが2個以上
- D** 植生自然度7の小メッシュが1個または植生自然度6・5の小メッシュが2個以上
- E** 植生自然度6・5の小メッシュが1個または全ての小メッシュの植生自然度が4以下

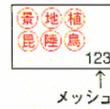
注)

・小メッシュの植生自然度は、第4回自然環境保全基礎調査で改変された1/50,000現存植生図(環境庁 1982,1987)をもとに、小メッシュ内で優占する植物群落の植生自然度で代表させた。

植生自然度表

植生自然度	区分基準
10	風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	ブナ林、スダジイ林等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クヌギ・ミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	スギ林、ヒノキ林、アカマツ林等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
その他	自然裸地、開放水域等

2 メッシュ内の文字



漢字 メッシュ内に存在するすぐれた自然の部門

- 景 → 景観
 - 地 → 地形地質
 - 植 → 植生
 - 昆 → 昆虫
 - 陸 → 陸水生物・両生爬虫類
 - 鳥 → 鳥獣
- → 全国レベルまたは県レベルで特に重要
○ → 県レベルで重要

3 メッシュ別一覧表の見方

6~9 | 6 景70 | 7 景70 | 8 昆76,109,117,121 | 9 植1

注1 注2 注3

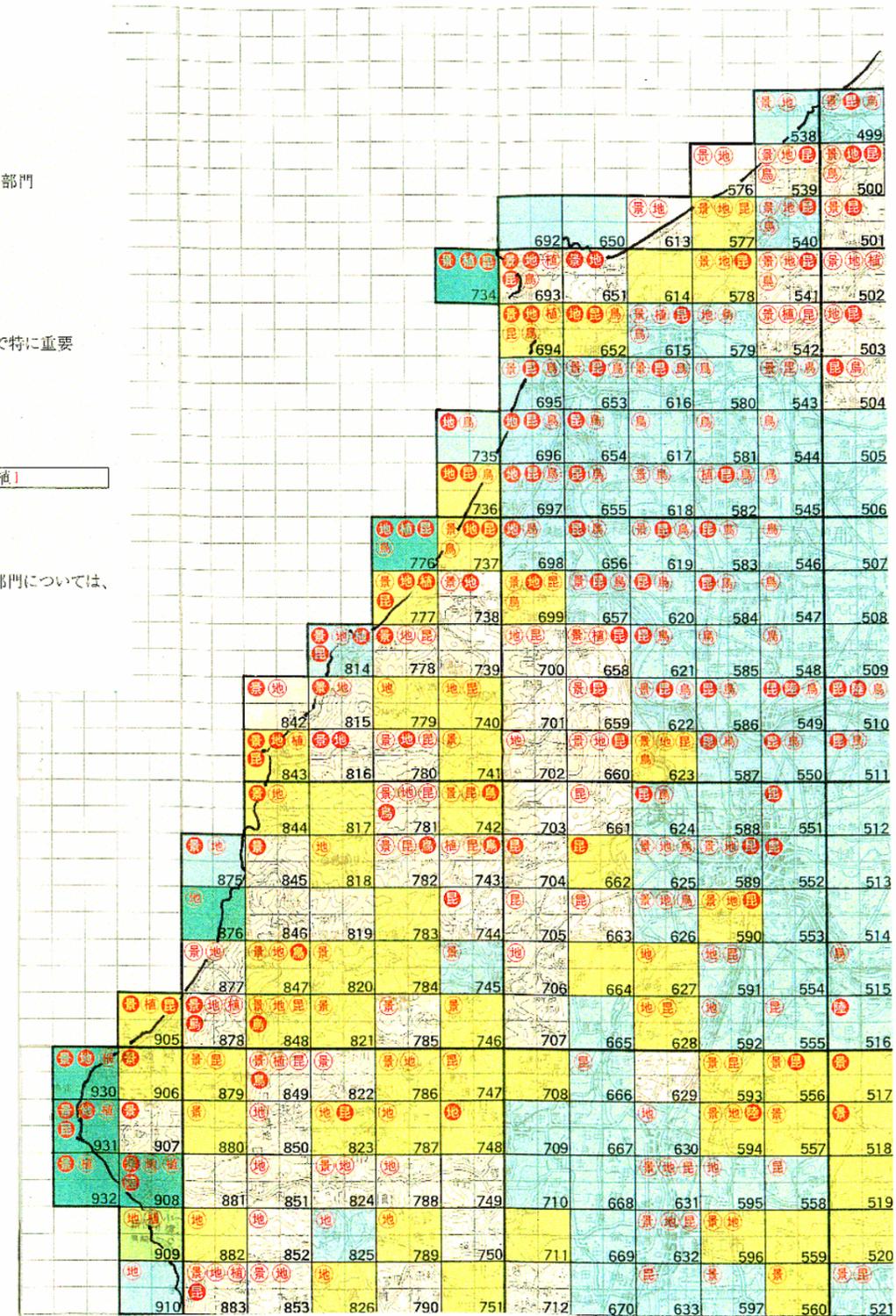
注1: その行にあるメッシュ

注2: メッシュ番号

注3: 部門名と特性の整理番号(解説書に対応)。なお、景観部門については、「すぐれた景観分布図1999」の一覧表に対応。

赤い数字 → 全国レベルまたは県レベルで特に重要

黒い数字 → 県レベルで重要



海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

平成 26 年 12 月 3 日に公布された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成 26 年政令第 383 号）において、都道府県知事が定める海岸保全基本計画に定める事項として、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、これまでの「海岸保全施設の新設又は改良に関する事項」に加え、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」が規定された。

本編は、法改正を受けて国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めたものである。

1 海岸保全施設の維持又は修繕の考え方

海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視または点検を実施する。また、長寿命化計画を作成し、予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持または修繕を行っていく。

2 海岸保全施設の存する区域、海岸保全施設の規模、海岸保全施設の維持又は修繕の方法

区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模 (現況)		規模 (計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名、地区海岸名 (地先)	地区			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
1	坂井市	福井県 (水管理・国土保 全局)	三国海岸浜地地区 (坂井市三国町榎第28 字上浜1番地西端～浜 地第42字太縄13番地 東端)		護岸		230m	6.9 ～5.4	230m	6.9 ～5.4	坂井市の 一部	住宅地 農用地 ターマパー ク	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
					突堤		3基 350m	-	3基 350m	-	-	-		日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		7基 700m	-	7基 700m	-	-	-		日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
2	坂井市	坂井市 (水産庁)	榎漁港海岸 (坂井市三国町榎第40 字宅地西下垣内37番地 の2)		護岸		177.0m	5.5	177.0m	5.5	坂井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
					離岸堤		100.0m	-	100.0m	-	-	-		日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
3	坂井市	坂井市 (水産庁)	崎漁港海岸 (坂井市三国町崎第19 字伊賀松第番地～崎第 4字根保呂第3号2番 地)		護岸		84.4m	4.8	84.4m	4.8	坂井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
					堤防		307m	5.0 ～3.4	307m	5.0 ～3.4	坂井市の 一部	住宅地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
4	坂井市	福井県 (水管理・国土保 全局)	三国海岸安島第1地区 (坂井市三国町安島第2 6字小浜16番地東端～ 第50字ヒジワリ25番地 の3東端)		消波工		186m	-	186m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
					護岸		200.0m	5.0	200.0m	5.0	坂井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
5	坂井市	坂井市 (水産庁)	安島漁港海岸 (坂井市三国町安島25 字西垣内67番)		護岸		200.0m	5.0	200.0m	5.0	坂井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 (地先)		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
			海岸名、地区	海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
6	坂井市	福井県 (水管理・国土保全局)	三国海岸安島第2地区 (坂井市三国町安島第 23字道間瀬垣内20番地 西端～第22字若松67 番地西端)		堤防		254m	5.0 ～3.4	254m	5.0 ～3.4	坂井市の 一部	住宅地 森林	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
7	坂井市	福井県 (港湾局)	福井港海岸宿・米ヶ脇地 区 (三国防波堤南西方照 射灯(北緯36度13分 東 経36度8分3秒)から6度5 分の方向へ1,090mの点 から南へ)		消波工		184m	-	184m	-	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					離岸堤		3基 280m	-0.5	3基 280m	-0.5	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					消波工		572m	-	572m	-	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
8	坂井市	福井県 (港湾局)	福井港海岸新保地区 (坂井市三国町新保85 字7番6から北へ)		護岸		947m	2.5 ～5.0	947m	2.5 ～5.0	坂井市の 一部	住宅地 道路 緑地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
					護岸		2,244m	2.5 ～6.5	2,244m	2.5 ～6.5	坂井市の 一部	工業用地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
					消波工		2,037m	-	2,037m	-	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				道路		2,264m	5.0	2,264m	5.0	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。		

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法		
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況			
9	坂井市 福井市	福井県 (港湾局)	福井海岸福井地区 (南防波堤法線元付(北緯36度11分10.716秒東経136度7分27.316秒)から299度50分17秒の方向へ719.13mの点から西へ)	離岸堤		3基 705m	2.5 ~4.0	3基 705m	2.5 ~4.0	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
				離岸堤 (潜堤)	◎	4基 1,545m	-1.0 ~-2.5	5基 1,835m	-1.0 ~-2.5	-	-			
				消波工		5,245m	-	5,245m	-	-	-			
				突堤 (潜堤)		3基 600m	2.0 ~5.6	3基 600m	2.0 ~5.6	-	-			
10	福井市	福井県 (水管理・国土保全局)	福井海岸浜住地区 (福井市浜住町5字雲出垣内2番地北端~免鳥町35字浜辺95番地北西端)	護岸	○	4,845m	9.0	4,845m	9.0	坂井市 および 福井市 の一部	工業用地	日常巡視、異常気象時等の点検および長寿命化計画に基づく点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
				道路		4,837m	6.0 ~7.0	4,837m	6.0 ~7.0	-	-			
				離岸堤		14基 1,350m	-	14基 1,350m	-	-	-		福井市の 一部	住宅地
				人工リーフ	○	2基 250m	-	2基 250m	-	-	-		-	
11	福井市	福井県 (港湾局)	鷹巣港海岸和布地区 (鷹巣港平島灯台(北緯36度7分37秒東経136度3分52秒)から176度20分 の方向へ257mの点から西へ)	離岸堤		1基 70m	1.5	1基 70m	1.5	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		
				消波工		144m	-	144m	-	-	-			
				防潮堤		1基 70m	4.7	1基 70m	4.7	福井市の 一部	住宅地 道路			
				護岸		217m	6.5 ~7.0	217m	6.5 ~7.0	福井市の 一部	住宅地 道路			
12	福井市	福井県 (港湾局)	鷹巣港海岸藁地区 (鷹巣港平島灯台(北緯36度7分37秒東経136度3分52秒)から214度40分 の方向へ459mの点から西へ)	消波工		180m	-	180m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。		

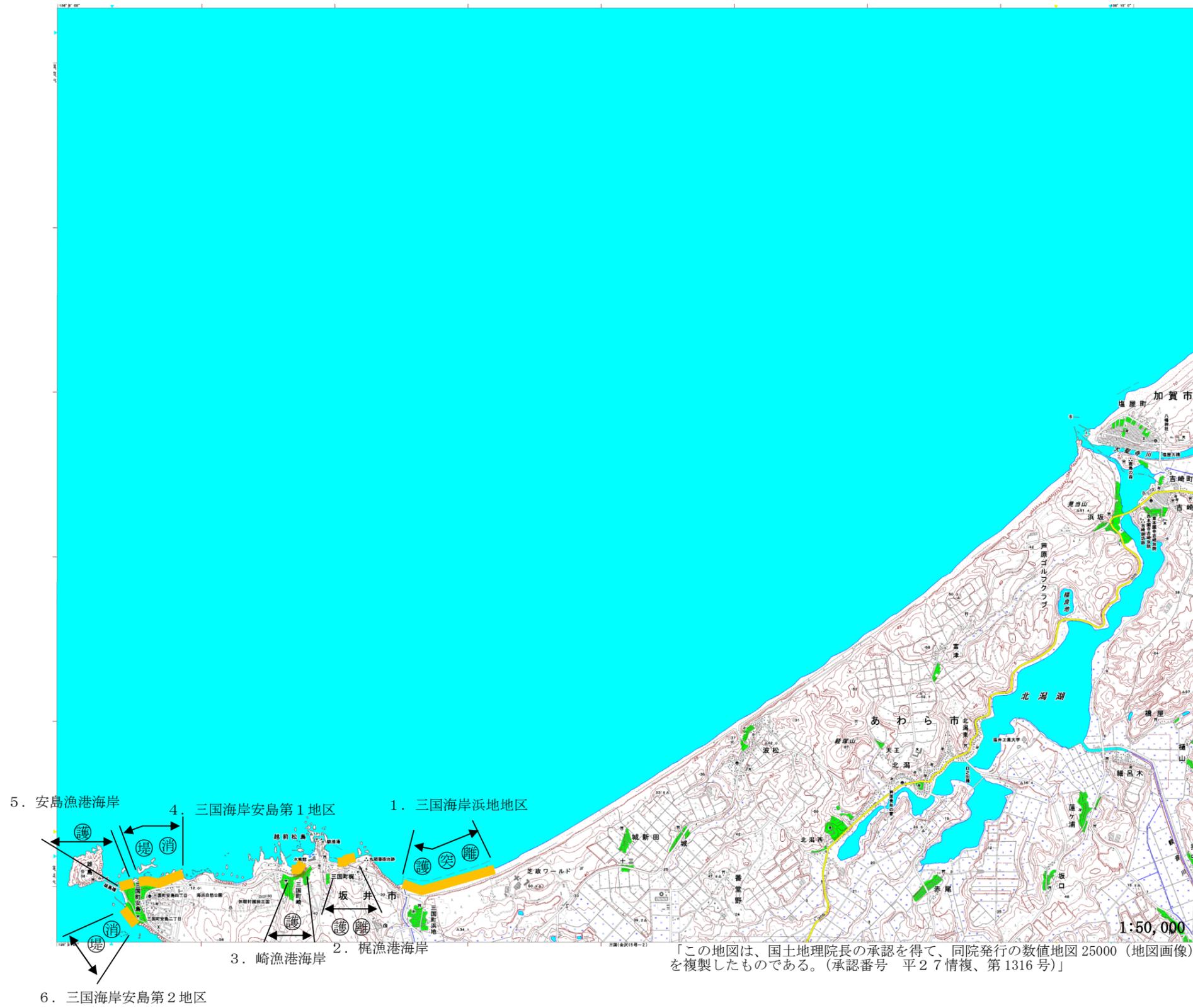
区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区海岸名 (地先)	地区			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
13	福井市	福井県 (港湾局)	鷹巣海岸松蔭地区 (鷹巣港平島灯台(北緯 36度7分37秒 東経136度 3分52秒)から224度の方 向へ589mの点から西 へ)	護岸		188m	2.5 ～6.5	188m	2.5 ～6.5	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
						1基 20m	1.7 ～1.9	1基 20m	1.7 ～1.9	-	-		
						126m	-	126m	-	-	-		
14	福井市	福井市 (農村振興局)	川西海岸糸崎長橋地区 海岸 (福井市糸崎町10号字 堂ノ腰12番地～長橋7 号字北中玉目1番地の 1)	堤防		700m	3.8	700m	3.8	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
15	福井市	福井県 (水管理・国土保 局)	福井海岸長橋地区 (福井市長橋町18字48 番地北東端～北防堤基 部中心)	離岸堤		2基 53m	-	2基 53m	-	福井市の 一部	住宅地 小学校	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
						131m	-	131m	-				
16	福井市	福井市 (水産庁)	菅生漁港海岸(北地区) (福井市北菅生町3字最 寄1番の2～南菅生町2 5字新保1番の2)	護岸		297.2m	5.5 ～6.6	297.2m	5.5 ～6.6	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
						294.8m	5.5 ～6.6	294.8m	5.5 ～6.6		住宅地 道路		
17	福井市	福井市 (農村振興局)	福井海岸鮎川地区海岸 (福井市鮎川町33号字 河尻4番地～94号字浜 河尻8番地)	堤防		250m	4.2	250m	4.2	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
18	福井市	福井市 (水産庁)	鮎川漁港海岸 (福井市鮎川町94字浜 河尻7番の4)	護岸		101.0m	4.5	101.0m	4.5	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				離岸堤		127.1m	-	127.1m	-	-	-	
19	福井市	福井県 (水管理・国土保 全局)	福井海岸鮎川地区 (基点1 四等三角点鮎 川三角点より347度45 分14秒の方向、距離1、 839.50の点～基点3 基点2の地点から182 度25分41秒の方向、距 離12.37の点)	護岸		450m	4.3	450m	4.3	福井市の 一部	住宅地 小・中学校	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
				人工リーフ		4基 267m	-	4基 267m	-	-	-	
20	福井市	福井市 (水産庁)	白浜(国見)漁港海岸 (福井市白浜町3字釜屋 20番の4)	護岸		158.0m	5.5	158.0m	5.5	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点 検および長寿命化計画に基づく点 検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。
21	福井市	福井市 (水産庁)	大丹生漁港海岸 (福井市大丹生町～小 丹生町)	護岸		442.0m	5.0	442.0m	5.0	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点 検および長寿命化計画に基づく点 検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。
				離岸堤		219.6m	-	219.6m	-	-	-	
22	福井市	福井市 (農村振興局)	福井海岸小丹生地区海 岸 (福井市小丹生町51号 字上糶浜1番地～22号 字下安蛇2番地の1)	堤防		700m	5.5	700m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
23	福井市	福井市 (農村振興局)	越廼海岸大味地区海岸 (福井市大味町19号字 佐武1番地～20号字上 佐武5番地)	堤防		250m	5.5	250m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区、海岸名 (地先)				延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
24	福井市	福井市 (水産庁)	大味漁港海岸 (福井市大味町37字下 宅地37番)	護岸		113.2m	4.2 ~4.6	113.2m	4.2~4.6	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
						58.0m	-	58.0m	-	-	-		
						135.0m	-	135.0m	-	-	-		
25	福井市	福井県 (水産庁)	柴崎漁港海岸 (福井市蒲生町14字脇 浜24番の2)	離岸堤		130.0m	-	130.0m	-	-	-	日常巡視、異常気象時等の点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
				防砂堤		28.5m	-	28.5m	-	-	-		
				突堤		65.0m	-	65.0m	-	-	-		
				護岸		667.5m	7.5	667.5m	7.5	-	-		
26	福井市	福井県 (農村振興局)	越廼海岸蒲生第1地区 海岸 (福井市蒲生町15号字 三大山尻5番地~19号 字北城ヶ脇18番地)	護岸		278m	5.5	278m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
				離岸堤		287m	-	287m	-	-	-		
				突堤		142m	-	142m	-	-	-		
				潜堤		226m	-	226m	-	-	-		
27	福井市	福井県 (農村振興局)	越廼海岸蒲生第2地区 海岸 (福井市蒲生町22号字 南城ヶ脇4番地~26号 字子良1番地)	堤防		462m	5.5	462m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。	

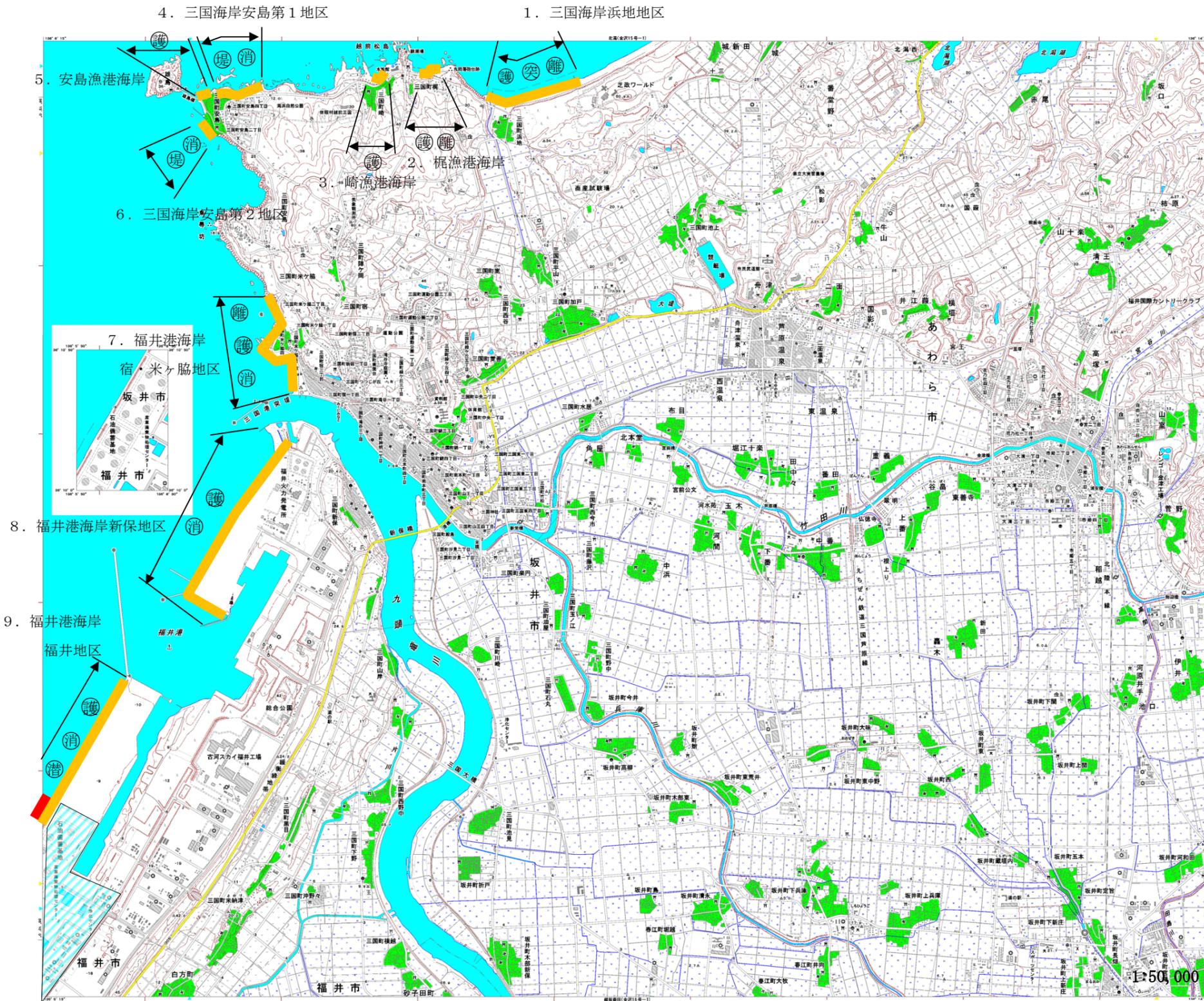
区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名、地区、海岸名 (地先)	地区			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
28	福井市	福井県 (農村振興局)	越廼海岸蒲生第3地区 海岸 (福井市蒲生町30号字 南大良3番地～31号字 鎌坂峠2番地)		堤防		229m	5.5	229m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
29	福井市	福井県 (農村振興局)	越廼海岸蒲生第4地区 海岸 (福井市浜北山1号字樽 海2番地～居倉43号字 立上23番地)		堤防		1,042m	5.5	1,042m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
30	福井市	福井市 (水産庁)	居倉漁港海岸 (福井市居倉町43字立 上17番)		護岸		490.1m	6.0	490.1m	6.0	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
31	福井市	福井県 (水管理・国土保 局)	越廼海岸居倉地区 (福井市居倉町35字清 水川16番地の3北東端～ 33字大倉7番地の2北 端)		堤防		160m	6.0	160m	6.0	福井市の 一部	住宅地 道路	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。
					消波工		30m	-	30m	-	-	-	
32	福井市	福井県 (農村振興局)	越廼海岸居倉赤坂地区 海岸 (福井市居倉町27号字 下イゴ谷4番地～赤坂 町65号字蚊ノ瀬1番地)		堤防		500m	5.5	500m	5.5	福井市の 一部	農地	日常巡視、異常気象時等の点検 および長寿命化計画に基づく点検 を実施し、適切な維持・修繕を行う。

3 海岸保全施設の配置 (1 / 4)



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

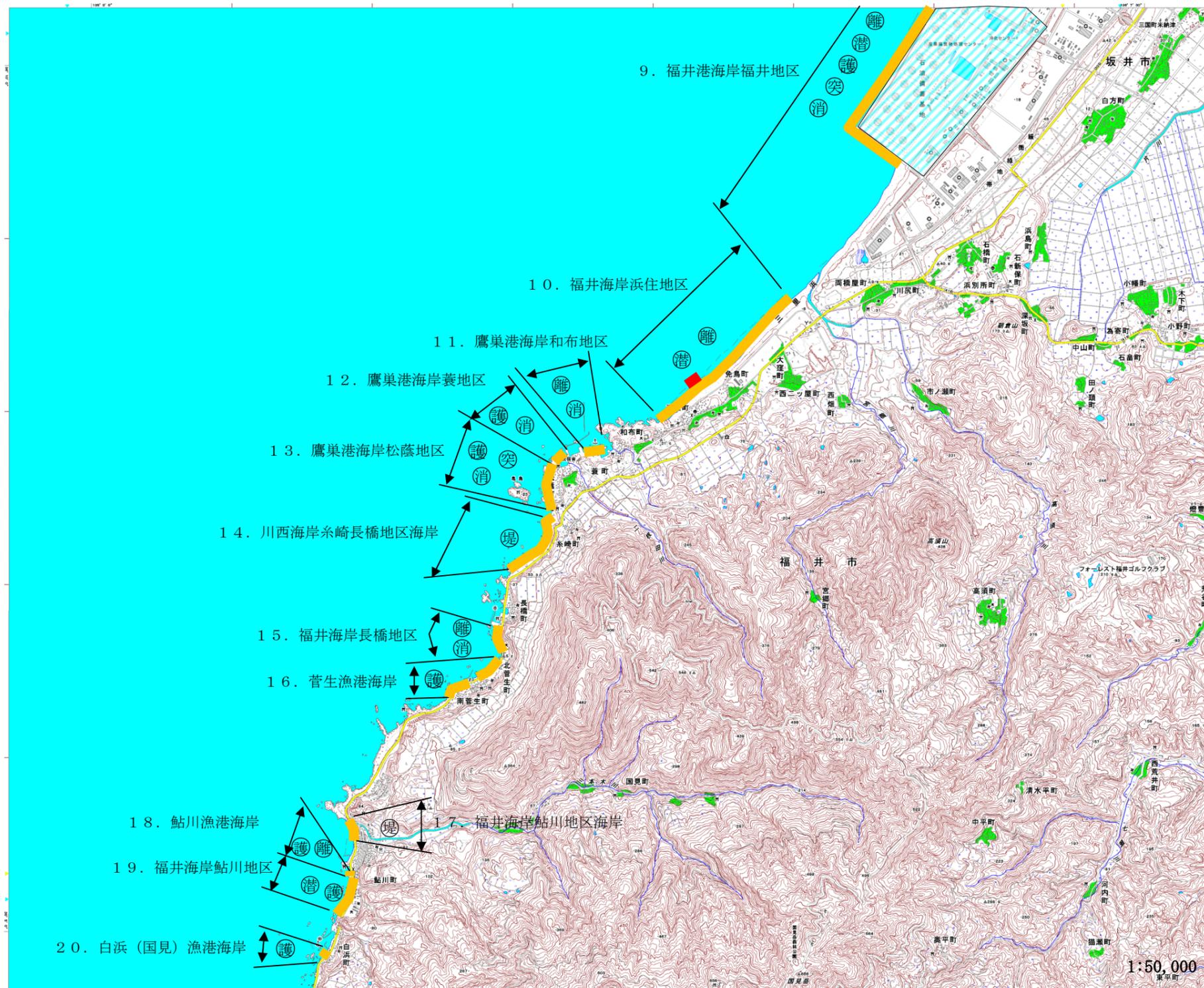
3 海岸保全施設の配置 (2 / 4)



凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1316号)」

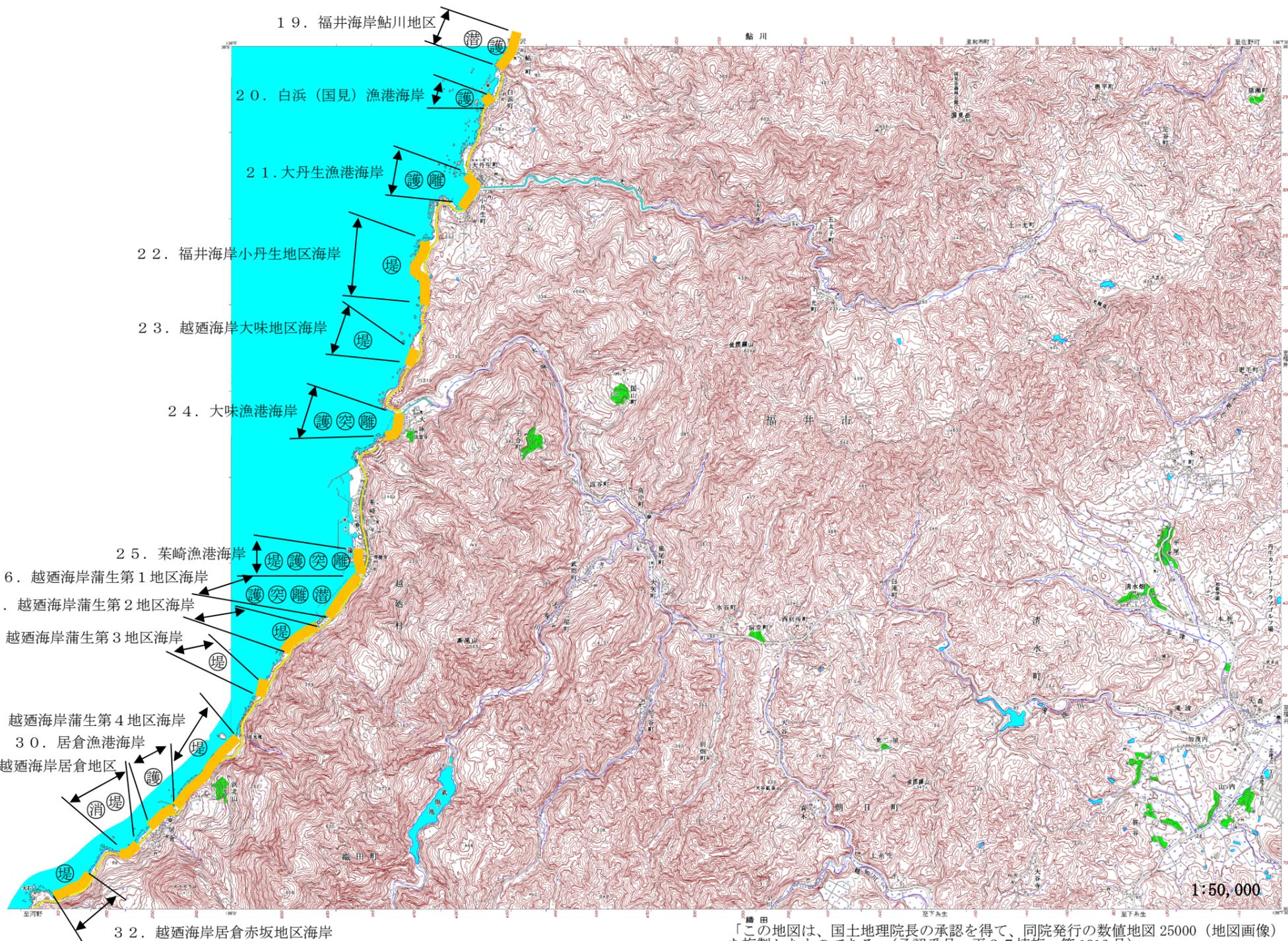
3 海岸保全施設の配置 (3 / 4)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (地図画像) を複製したものである。(承認番号 平27情複、第1316号)」

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防 (緩傾斜堤防を含む)
	護岸 (緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤 (ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤 (消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜 (海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林 (海岸管理者が指定するものに限る)
	水門 (樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)

3 海岸保全施設の配置 (4 / 4)



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情復、第1316号)」

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤(消波工を含む)
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)